

議第151号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

次に掲げる水道施設及び工業用水道施設(これらに関する施設及び設備(広島県から事務委託を受けている施設及び附属設備を含む。))を含む。)

(1) 水道施設

ア 宮原浄水場

イ 本庄水源地

(2) 工業用水道施設

ア 宮原浄水場

イ 二河水源地

ウ 鍋崎配水池

2 指定管理者

広島市中区小町1番25号

株式会社水みらい広島

代表取締役 三島 浩二

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

水道施設及び工業用水道施設計5施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。